

新城市地域自治区予算事業計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号）第2条第1項に規定する地域自治区（以下「地域自治区」という。）の区域内における、地域の課題等の解決に向けて行う事業について、地域協議会（新城市地域自治区条例（平成24年新城市条例第30号）第4条に規定する地域協議会をいう。以下同じ。）が行う一定額の予算（以下「地域自治区予算」という。）の使途に係る事業計画の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

(地域自治区予算の額)

第2条 地域自治区予算の額は、市長が定める額とする。

(事業計画の提出)

第3条 地域協議会は、市長が定める期日までに事業計画を市長へ提出をするものとする。

(対象事業)

第4条 地域自治区予算の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、別表第1に規定する要件を具備するものとする。

- (1) 地域の暮らしを守るための事業
- (2) 地域の安心安全を促すための事業
- (3) 地域の伝統文化等を継承・活性化するための事業
- (4) 地域の活性化を図るための事業

2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、対象事業としない。

- (1) 国、県等が管理する施設等、市に決定権のない事業
- (2) 公共施設の設置及び職員定数に影響を及ぼすもので、全市的な計画に沿って整備すべき事業
- (3) 国、県等の補助金及び地方債等により市が計画的に執行することが効率的な事業
- (4) 市の条例等と整合が図れない事業
- (5) 既に行政区長と市の間で施策調整が確立している事業
- (6) 当該年度の地域自治区予算の金額の範囲内で実施不可能な事業（基金によるものは除く。）

(基金の設置)

第5条 地域協議会は、前条に定める事業を実施するため、基金を設置することができる。

ただし、別表第2に規定する要件を具備するものとする。

(意見徴収)

第6条 地域協議会は作成した事業計画を、あらかじめ地域自治区内の住民への周知を行い、意見を聞いた上で決定しなければならない。

(予算残額の取り扱い)

第7条 地域協議会は、第2条で定める地域自治区予算の額から第3条の事業計画に基づく事業の実施に要する額を差し引いた後に残額が生じた場合、その残額の範囲内で事業計画を市長へ提出することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項 目	留意事項
市が直接行う事業 (道路、施設の工事、 修繕、備品購入等)	<ul style="list-style-type: none">・市の施設で今後、10年以内に地域又は個人への譲渡が予定されているものは除く。・市の既存施設を改築等で変更させる場合は、管理者との十分な協議を行ったものであること。・市の施設の備品購入については、施設管理条例、規則等により公共施設として市民に広く公平に活用されるものであること。・用地を必要とする事業については、地権者の合意を得ていること。
市が直接行う事業(委 託、管理費等)	<ul style="list-style-type: none">・施設設置当初より、受益地域が管理運営を行っている施設は除く。
新たな補助事業	<ul style="list-style-type: none">・補助率については、90%を上限とする。・地域限定の補助制度となるため、モデル事業として数年の時期を区切り検証を行うこと。
既存の補助事業にお ける自己負担分の上 乗せ	<ul style="list-style-type: none">・受益者負担の原則を考慮し自己負担の上乗せは、既存の補助事業における自己負担金の1/2までとする。

別表第2（第5条関係）

項 目	留意事項
基金の設置(自治区予 算枠を超える事業を 行う積立て)	<ul style="list-style-type: none">・事業の具体的な目的を明確にすること(年次計画も含め作成する)。・財政調整的な基金は除く。・基金条例の整備が必要(議会の議決)。・建物の建設等は、地元管理施設への補助金として基金を認める。 なお、将来的な取り壊し費用も見込むこと。